



難病患者さん、ご家族のための 難病ガイドブック

岐阜市保健所 地域保健課

はじめに

難病は、疾病の希少性や症状の多様性のため、療養生活が長期にわたることなどから、患者さんやご家族は、様々な悩みや不安をお持ちかと思えます。

この難病ガイドブックでは、岐阜市にお住いの難病患者さんやご家族の方々に、知っておいていただきたい難病に関する制度やサービス、相談機関等の概要をご紹介します。皆さんが安心して療養生活をお過ごしいただくために、ご活用いただけたら幸いです。

難病とは

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」）において、難病は、「発症機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とすることとなるもの」と定められています。

難病患者に対して、より良質で適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくことを目的として、平成27年1月から難病法が施行されました。

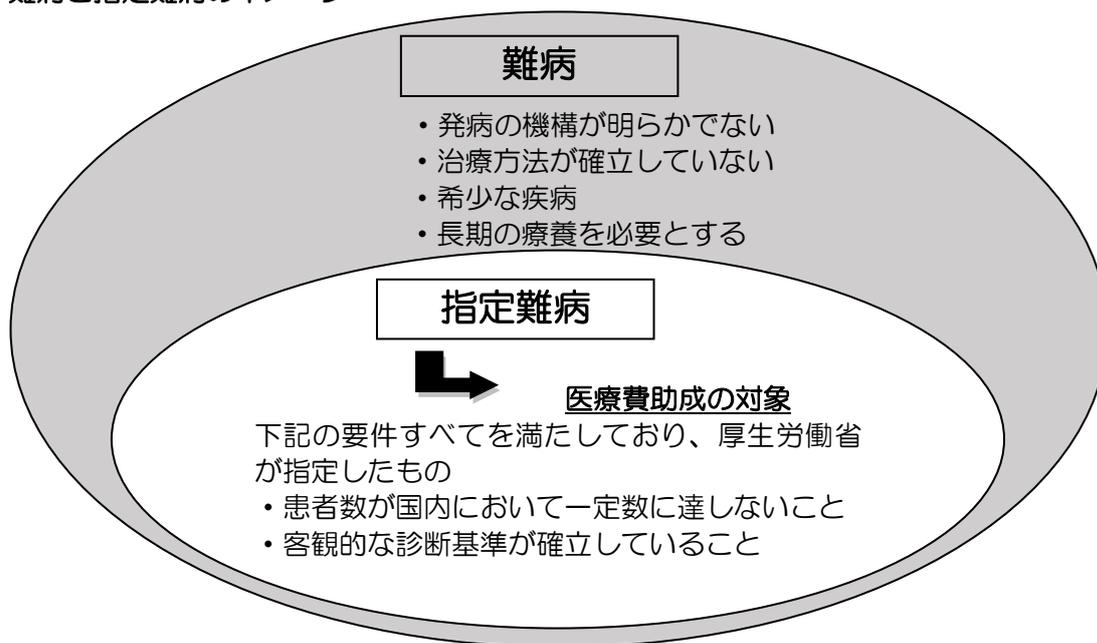
◇指定難病とは

難病のうち、

- ①患者数が国内において、一定の人数（人口の0.1%程度）に達しないこと
- ②客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していることの要件を満たすものを指定難病と定義しています。

※指定難病は医療費助成の対象となります。

◇難病と指定難病のイメージ



「難病患者さん・ご家族のための
療養生活サポートブック」もご活用ください。

岐阜県ホームページ

療養生活サポートブック



目次

はじめに	- 1 -
目次	- 2 -
医療費助成制度	- 3 -
1. 特定医療費（指定難病）医療費助成	- 3 -
2. その他の医療費に関する情報	- 6 -
（1）重度心身障害者等医療費助成制度	- 6 -
（2）後期高齢者医療制度	- 6 -
（3）高額療養費制度	- 6 -
（4）小児慢性特定疾病医療費助成制度	- 6 -
利用できるサービス	- 7 -
1. 介護保険サービス	- 7 -
2. 障害福祉サービス等	- 9 -
3. 障害者手帳に関する情報	- 11 -
4. 在宅人工呼吸器使用者への支援	- 12 -
（1）在宅人工呼吸器使用指定難病等患者訪問看護支援事業	- 12 -
（2）在宅難病患者一時入院等事業	- 12 -
5. その他	- 13 -
（1）周りの人に配慮の必要を伝えるヘルプマーク	- 13 -
（2）ぎふ清流おもいやり駐車場	- 13 -
（3）公共施設の使用料・入場料などの減免	- 14 -
経済的な助成に関すること（手当等）	- 16 -
災害時の備え	- 18 -
（1）日頃の備え	- 18 -
（2）災害後の対応	- 21 -
就労に関すること	- 22 -
1. 「今の仕事を続ける」「仕事をこれから探す」どちらの人にも必要なこと	- 22 -
2. 「今の仕事を続けたい」あなたへ	- 24 -
3. 働き方を相談したい、これから仕事を探す	- 24 -
4. 就労に関する相談先	- 25 -
（1）難病生きがいサポートセンター	- 25 -
（2）難病患者就職サポーターによる就労相談	- 25 -
（3）障がい者就業・生活支援センター	- 25 -
（4）岐阜障害者職業センター	- 26 -
（5）福祉就労	- 26 -
参考	- 27 -
（1）その他の働き方	- 27 -
（2）難病に限定しない就労に関する相談窓口	- 28 -
難病に関する相談窓口等	- 29 -
1. 岐阜市保健所・保健センター等	- 29 -
2. 難病生きがいサポートセンター	- 30 -
3. 岐阜県難病団体連絡協議会	- 31 -
4. 難病情報センター	- 31 -

医療費助成制度

1. 特定医療費（指定難病）医療費助成

(1) 医療費助成の対象となる人

指定難病にかかっていると認められる人で、次の①または②のいずれかに該当する人

- ① 病状の程度が、国の定める程度（病状の重症度の基準）を満たしている人
- ② ①に該当しないが、**軽症者特例**（発症年月以降、かつ支給認定申請を行った月以前の12ヶ月以内に、指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3ヶ月以上ある）に該当する人。

(2) 医療費助成を受けた場合の医療費

- ・医療保険の患者負担割合が3割の人は**負担割合が2割**に軽減されます。
（患者負担割合が1割、2割の方は変更ありません。）
- ・市民税所得割額に応じて、**月額自己負担上限額**（p. 4 **参考**）が設定されます。

(3) 医療費助成の対象となる範囲

受給者証に書かれた指定難病と、その疾病に関連する傷病に関する医療・一部の介護サービスが助成の対象となります。

※指定医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護、介護医療院）で行われるものに限りです。

(4) 申請に必要なもの

加入する医療保険等により必要書類が異なります。申請・届出様式は、(5)申請窓口にてお渡しできるほか、岐阜県ホームページ等からもダウンロード、印刷ができます。

(5) 申請窓口

名 称	住 所	電 話	F A X
岐阜市保健所 地域保健課	都通 2-19 (1階)	058-252-7191	058-252-0638
中保健センター	徹明通 2-18 柳ヶ瀬グラスル35 (3階)	058-214-6630	058-214-6632
南保健センター	茜部菱野 1-75-2	058-271-8010	058-271-8014
北保健センター	長良東 2-140	058-232-7681	058-232-7683

岐阜県ホームページ

◎特定医療費（指定難病）医療費助成制度について



サイト内検索

指定難病医療費助成制度を
申請される方へ



◎指定難病申請書類のダウンロード

サイト内検索



サイト内検索

指定難病 様式ダウンロード



受付日

● 申請された方へ

- 提出された書類は医療費助成の認定基準に該当しているかどうか審査されます。審査結果は、県庁から郵便（簡易書留）で届きます。
- 審査の結果をお知らせするまでには、申請から3か月程度時間をいただきます。
- 臨床調査個人票の内容について医師へ照会を行う必要がある場合は、結果のお届けに3か月以上時間を要する場合がありますので、ご了承ください。
- 審査の結果、疾患の状態が認定基準を満たしていない場合には、不承認となる場合があります。
- 審査の進み具合は、岐阜県庁 保健医療課 難病対策係（TEL058-272-8276）にお問い合わせください。

★重症度の不足により不認定となった方について

- 軽症者特例に該当する場合、軽症高額基準該当者として再申請することができます。再申請のときは、不認定通知を提出することで臨床調査個人票を省略することができます。
- 臨床調査個人票の提出後に病状が悪化した方は、主治医と相談し、現在の重症度等について確認のうえ、再申請について検討してください。

参考

◇ 自己負担上限額月額表

- 市町村民税（所得割）等に応じて下表の通り1か月あたりの自己負担額に上限が設けられます。

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者(※1)
A	生活保護		0円		
B1	市町村民税	本人年収80万円以下	2,500円		1,000円
B2	非課税(世帯)	本人年収80万円超	5,000円		
C1	市町村民税	課税～7.1万円未満	10,000円	5,000円	
C2	市町村民税	7.1万円～25.1万円未満	20,000円	10,000円	
D	市町村民税	25.1万円以上	30,000円	20,000円	
入院時の食費			全額自己負担(※2)		

※1 継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある、日常生活動作が著しく制限されている人が対象です。適用を受けるには、申請が必要です。

※2 生活保護受給者の人は、自己負担はありません。

◇ 特例申請

特例申請	内容・条件	提出書類・参考事項
高額かつ長期	階層区分がC1、C2、Dで以下に該当する場合、自己負担上限月額が減額されます。 ■条件：支給認定を受けた指定難病に係る月ごとの医療費総額が、50,000円を超える月が年間6回以上ある場合	・自己負担上限額管理票（該当月6か月分） または ・領収書及び診療（調剤）明細書
軽症者特例	以下に該当する場合、病状の程度が認定基準を満たさない場合でも医療費助成の対象となります。 ■条件：発症年月以降、かつ支給認定申請を行った月以前の12ヶ月以内に、指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3ヶ月以上ある場合	・領収書及び診療（調剤）明細書

2. その他の医療費に関する情報

それぞれの制度で支給を受けるためには申請が必要です。お一人ずつ状況が違うため、制度が利用できるかなど、詳しくはそれぞれの窓口にご相談ください。

(1) 重度心身障害者等医療費助成制度	
内容	健康保険証を使用して、病院等で治療を受けた時や薬を処方された時に、窓口で支払う医療費（自己負担分）を助成する制度です。
対象者	身体障害者手帳（1～3 級）、療育手帳（A、A1、A2、B1）、精神障害者保健福祉手帳（1～2 級） （*本人及び配偶者、扶養義務者等に所得制限があります。）
問合わせ先	福祉医療課 電話：058-214-2127 FAX：058-264-5090

(2) 後期高齢者医療制度	
内容	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療制度で、後期高齢者医療制度に加入できます。
対象者	一定の障がいがある 65 歳から 74 歳の方で広域連合の認定を受けた人
問合わせ先	福祉医療課 電話：058-214-2128 FAX：058-264-5090

(3) 高額療養費制度	
内容	医療機関へ払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分の支給を受けられる制度です。 医療費が高額になることが分かっている場合、あらかじめ「限度額適用認定証」の手続きを行い、医療機関に提示する方法が便利です。 （70 歳以上の人は、手続き不要の場合もあります。下記までお問合せ下さい。）
問合わせ先	【ご加入の医療保険者が、国民健康保険の人】 国保・年金課 電話：058-214-2083 FAX：058-269-4054 【ご加入の医療保険者が、後期高齢者医療の人】 福祉医療課 電話：058-214-2128 FAX：058-264-5090

(4) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	
内容	18 歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には 20 歳未満）の児童が、厚生労働大臣が定める疾病（一定の認定基準あり）にかかった場合、医療費の一部を助成する制度です。なお、日常生活用具の給付制度もあります。（一部疾病が指定難病制度と重複あり）
問合わせ先	岐阜市保健所 地域保健課 電話：058-252-7191 FAX：058-252-0638

利用できるサービス等

1. 介護保険サービス

生活する上で何か困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。

(1) 介護保険の対象となる人

- **65歳以上の人**（第1号被保険者）
原因を問わず、介護や日常生活に支援が必要となったとき、認定を受け、サービスが利用できます。
- **40歳から64歳までの人**（第2号被保険者）
介護保険で対象となる病気（特定疾病）により、介護や日常生活の支援が必要となった時、認定を受け、サービスが利用できます。

介護保険の対象となる病気（特定疾病）

下線は指定難病

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | 8 脊髄小脳変性症 |
| 2 関節リウマチ | 9 脊管狭窄症 |
| 3 筋委縮性側索硬化症 | 10 早老症 |
| 4 後縦靭帯骨化症 | 11 多系統委縮症 |
| 5 骨折を伴う骨粗鬆症 | 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| 6 初老期における認知症 | 13 脳血管疾患 |
| 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | 14 閉塞性動脈硬化症 |
| | 15 慢性閉塞性肺疾患 |
| | 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

(2) 主なサービスの種類

サービスの内容	サービスの種類
自宅に訪問してもらう	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 ・訪問看護、介護予防訪問看護 ・訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
施設に通って受ける	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション（デイケア）、介護予防通所リハビリテーション
短期間施設に泊まる	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ・短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
自宅から移り住んで利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
介護保険施設に移り住む	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護医療院
生活環境を整える	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 ・特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入 ・居宅介護住宅改修、介護予防住宅改修

サービスの内容	サービスの種類
住み慣れた地域でサービスを受ける	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）、認知症対応型共同生活介護【グループホーム】（介護予防認知症対応型共同生活介護） ・小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス） ・基準緩和型訪問介護サービス ・住民主体型訪問サービス ・通所介護（介護予防通所介護相当サービス） ・基準緩和型デイサービス ・短期集中型サービス（訪問型） ・住民主体型デイサービス・認知症カフェ事業 ・短期集中型サービス（通所型） ・栄養改善配食サービス事業

（３）介護保険サービス利用について

介護保険サービスを利用するときは「要介護・要支援認定」を受ける必要があります。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

詳細は、下記問い合わせ先またはお住まいの地区の地域包括支援センターへお問合せください。

問い合わせ先	介護保険課 電話：058-214-2089 FAX：058-267-6015
--------	---

○地域包括支援センター

名称	所在地	電話番号	お住まいの地区
中央北	京町 2-12	058-213-0128	金華・京町・明德・本郷
中央西	昭和町 2-10-3	058-215-7616	徹明・木之本
白梅華	東金宝町 1 丁目 16 番地 メゾンドクマダ 101	058-266-8388	梅林・白山・華陽
島城西	西島町 2-11	058-232-5088	島・城西
清流	光町 1 丁目 56 番地 2	058-201-6204	早田・則武
西部	寺田 7-86-1	058-251-6541	木田・七郷・合渡
岐北	黒野 176-5	058-234-3933	黒野・方泉・西郷・網代
長良	長良 2977-3-1	058-231-8188	長良・長良西・長良東
北部	南蝉 2-122 北川ビル 1 階	058-295-4510	鷺山・常磐
岩野田	粟野東 5-173-1	058-214-4640	岩野田・岩野田北
北東部	岩井 4-10-1	058-241-7003	藍川・三輪南・三輪北
三里本荘	本荘 2938-1 江崎ビル 1 階	058-215-7655	本荘・三里
精華	鏡島南 1-1-10	058-252-3066	市橋・鏡島
境川	中鶉 3-14	058-276-1163	鶉・日置江・柳津町
南部	茜部菱野 1-65-2 河ハビル 1 階 B 号室	058-275-0173	加納東・加納西・茜部
厚見	東明見町 17-1	058-214-4001	厚見
長森南	蔵前 4-19-5	058-247-8160	長森南
長森	塩町 2-32	058-245-2855	日野・長森北・長森東・長森西
東部	芥見 3-175-1	058-243-0593	岩・芥見・芥見東・芥見南

2. 障害福祉サービス等

障害者総合支援法において、障害者の範囲に「難病等」も含まれ、国が定める疾患に該当していれば障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援を受けることができます。

(1) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の対象となる人

- ・障害者手帳をお持ちの人
- ・指定難病に罹患し、サービス利用の必要性が認められる人



障害者総合支援法の対象となる疾患はこちら
厚生労働省ホームページ

(2) 主なサービスの種類と内容

○介護給付

サービスの種類	内容
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。また、通院の際にヘルパーが付き添います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい等により、行動が著しく困難であり常に介護の必要な人に、自宅で介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも特に介護の必要性が高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

○訓練等給付

サービスの種類	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力向上のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援や職場実習等を一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練その他必要な支援を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等のサービス利用を経て、一般企業等に新たに雇用された人の就労継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整や、就労に伴い生じた生活面の課題解決等に向けて必要な支援を行います。
自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域の共同生活の場において、主に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

○地域生活支援事業

サービスの種類	内容
移動支援事業	社会生活を営む上で必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援します。
障害者デイサービス事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
日中一時支援事業	介護を行う人の疾病や休息などの時、一時的な日中の活動の場を提供し、見守り等を行います。
訪問入浴サービス事業	常時介護を必要とする重度障がい者（児）で、医師が入浴を認めた人に、自宅にて入浴支援を行います。

※岐阜県ホームページに、障害福祉サービス事業所一覧が掲載されています。

(岐阜市ホームページにも岐阜県ホームページの障害福祉サービス事業所一覧へのリンクがあります。)

(3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用について

障害福祉サービスを利用するときは「障害支援区分認定」を受ける必要があります。（区分の認定を受けなくても受けられるサービスもあります。）

申請方法等について詳細は、下記にお問合せください。

○障害福祉サービス等の問い合わせ先

問い合わせ先	障がい福祉課（支援係） 電話：058-214-2137 FAX：058-265-7613 Email：fj-shougai@city.gifu.gifu.jp
--------	---

(4) 補装具費の支給について

補装具は、身体障がい者及び身体障がい児の失われた身体機能を補完又は代替する用具です。身体障がい者（児）が補装具を購入・修理する際に要する費用について補装具費を支給します。（購入前に申請が必要です。）

介護保険該当の方は、介護保険制度を利用してください。

補装具の例	歩行器、歩行補助つえ、車いす、電動車いす、重度障害者用意思伝達装置
-------	-----------------------------------

(5) 日常生活用具費の支給について

重度障がい者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、重度障がい者が日常生活用具を購入する際に要する費用について日常生活用具費を支給します。（購入前に申請が必要です。）

介護保険該当の方は、介護保険制度を利用してください。

日常生活用具の例	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具、便器、特殊便器、歩行補助つえ、自動消火器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）、人工呼吸器用等外部バッテリー・ポータブル電源等（蓄電池）、住宅改修など
----------	---

○補装具費、日常生活用具費についての問い合わせ先

問い合わせ先	障がい福祉課（給付係） 電話：058-214-2135 FAX：058-265-7613 Email：fj-shougai@city.gifu.gifu.jp
--------	---

(6) 登録者証

これまで障がい福祉サービスを受けるためには「特定医療費（指定難病）受給者証」等が必要でしたが、登録者証発行により利便性が向上します。

指定難病と診断を受けている人で、特定医療費（指定難病）受給者証を交付される基準※に満たない方にも登録者証を発行します。

※特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方にも発行します。

問い合わせ先	岐阜市保健所 地域保健課 電話：058-252-7191
--------	------------------------------

3. 障害者手帳に関する情報

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3つがあり、所持している方は法律によって、各種障害者福祉サービスを受けることができます。

(1) 身体障害者手帳	
対象となる障がい	視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声機能・言語機能障がい又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動障がい）、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい
申請窓口	障がい福祉課、柳津地域事務所福祉事務所柳津分室、南部東事務所、西部事務所、東部事務所、北部事務所、日光事務所、南部西事務所
問合わせ先	障がい福祉課 電話：058-214-2135 FAX：058-265-7613

(2) 療育手帳	
対象者	知的機能の障がいが発達期に現われ、判定機関で知的障がいと判定された者
その他	18歳未満は岐阜県中央子ども相談センター、18歳以上は岐阜県知的障害者更生相談所で判定を受けていただきます。判定を受けるにあたっては申請窓口（障がい福祉課）での予約が必要です。
申請窓口	障がい福祉課、柳津地域事務所福祉事務所柳津分室、南部東事務所、西部事務所、東部事務所、北部事務所、日光事務所、南部西事務所
問合わせ先	障がい福祉課 電話：058-214-2135 FAX：058-265-7613

(3) 精神障害者保健福祉手帳	
対象者	精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため、長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある方です。なお、精神疾患の状態の判断は、長期間の薬物治療下における状態で行うことが原則になっています。
申請窓口	岐阜市保健所地域保健課、中保健センター、北保健センター、南保健センター
問合わせ先	岐阜市保健所 地域保健課 電話：058-252-7191 FAX：058-252-0638

4. 在宅人工呼吸器使用者への支援

(1) 在宅人工呼吸器使用指定難病等患者訪問看護支援事業			
事業内容	在宅で人工呼吸器を装着し、特別な配慮を必要とする指定難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的に、原則として1日につき4回目以降の訪問看護について、規定の範囲内で訪問看護費用を公費で負担します。		
対象者	以下のa・b・cのすべてを満たす方 a 岐阜県内に住所を有する指定難病の医療費助成を受けている患者及び特定疾患治療研究事業の対象疾患患者 b 指定難病及び特定疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方 c 医師が訪問看護を必要と認める方		
公費負担費用	原則として1日につき4回目以降の訪問看護費用について訪問看護ステーション等に支払います。利用詳細については問い合わせ先までお尋ねください。 患者1人あたり、年間260回を限度とします		
(2) 在宅難病患者一時入院等事業			
事業内容	指定難病患者が、介護者の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅での介護等を受けることが困難になった場合に、県の委託医療機関でのレスパイト入院や長時間訪問看護に対する費用を規定の範囲内で公費で負担します。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県内に住所を有する方 ・指定難病の医療費助成を受けている患者又は特定疾患治療研究事業の対象疾患患者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【レスパイト入院】</p> <p>以下のa・b・cのすべてを満たす方</p> <p>a 在宅で常時、家族等から介護を受けている方で、次のア又はイに該当すること</p> <p>ア 指定難病及び特定疾患を主たる要因として、常時、医学的管理下に置く必要がある方</p> <p>イ 病状が安定しており、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器を使用している ・気管切開を行っている ・たん吸引を要する ・胃瘻・経管栄養等を行っている <p>b 家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由で、一時的に在宅での介護が受けられなくなること。</p> <p>c 介護保険法及び障害者総合支援法による短期入所が利用できないこと。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【長時間訪問看護】</p> <p>以下のa・b・cのすべてを満たす方</p> <p>a 指定難病及び特定弛緩を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方</p> <p>b この事業の利用日に「岐阜県在宅人工呼吸器使用指定難病等患者訪問看護支援事業」を利用していない方</p> <p>c 家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由により、診療報酬上の長時間訪問看護加算の対象を超えた範囲の訪問看護を利用する方</p> </td> </tr> </table>	<p>【レスパイト入院】</p> <p>以下のa・b・cのすべてを満たす方</p> <p>a 在宅で常時、家族等から介護を受けている方で、次のア又はイに該当すること</p> <p>ア 指定難病及び特定疾患を主たる要因として、常時、医学的管理下に置く必要がある方</p> <p>イ 病状が安定しており、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器を使用している ・気管切開を行っている ・たん吸引を要する ・胃瘻・経管栄養等を行っている <p>b 家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由で、一時的に在宅での介護が受けられなくなること。</p> <p>c 介護保険法及び障害者総合支援法による短期入所が利用できないこと。</p>	<p>【長時間訪問看護】</p> <p>以下のa・b・cのすべてを満たす方</p> <p>a 指定難病及び特定弛緩を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方</p> <p>b この事業の利用日に「岐阜県在宅人工呼吸器使用指定難病等患者訪問看護支援事業」を利用していない方</p> <p>c 家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由により、診療報酬上の長時間訪問看護加算の対象を超えた範囲の訪問看護を利用する方</p>
<p>【レスパイト入院】</p> <p>以下のa・b・cのすべてを満たす方</p> <p>a 在宅で常時、家族等から介護を受けている方で、次のア又はイに該当すること</p> <p>ア 指定難病及び特定疾患を主たる要因として、常時、医学的管理下に置く必要がある方</p> <p>イ 病状が安定しており、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器を使用している ・気管切開を行っている ・たん吸引を要する ・胃瘻・経管栄養等を行っている <p>b 家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由で、一時的に在宅での介護が受けられなくなること。</p> <p>c 介護保険法及び障害者総合支援法による短期入所が利用できないこと。</p>	<p>【長時間訪問看護】</p> <p>以下のa・b・cのすべてを満たす方</p> <p>a 指定難病及び特定弛緩を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方</p> <p>b この事業の利用日に「岐阜県在宅人工呼吸器使用指定難病等患者訪問看護支援事業」を利用していない方</p> <p>c 家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由により、診療報酬上の長時間訪問看護加算の対象を超えた範囲の訪問看護を利用する方</p>		
回数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【レスパイト入院】</p> <p>一時入院期間は、同一年度内で14日以内です。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【長時間訪問看護】</p> <p>同一患者につき1月あたり4時間以内です。</p> </td> </tr> </table>	<p>【レスパイト入院】</p> <p>一時入院期間は、同一年度内で14日以内です。</p>	<p>【長時間訪問看護】</p> <p>同一患者につき1月あたり4時間以内です。</p>
<p>【レスパイト入院】</p> <p>一時入院期間は、同一年度内で14日以内です。</p>	<p>【長時間訪問看護】</p> <p>同一患者につき1月あたり4時間以内です。</p>		
一時入院等受入可能医療機関	岐阜県と委託契約を結んだ医療機関にて、入院等の受け入れについての調整を行います。利用詳細については問い合わせ先までお尋ねください		
問い合わせ先	岐阜県健康福祉部 保健医療課 難病対策係 電話：058-272-8276 FAX：058-278-2624 Email：c11223@pref.gifu.lg.jp		

5. その他

(1) 周りの人に配慮の必要を伝えるヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。ストラップによりカバンなどにつけて使用します。裏面に付属のシールを貼り、ヘルプマーク利用者が周囲に伝えたい情報や必要な支援の内容を記入できます。



問い合わせ先	岐阜県健康福祉部 障害福祉課 電話番号：058-272-1111（内線 3483） FAX：058-278-2643
配布場所	岐阜市保健所地域保健課、岐阜市障がい福祉課、中保健センター、南保健センター、北保健センター、岐阜県庁障害福祉課

(2) ぎふ清流おもいやり駐車場

障がいのある方、要介護者、難病患者、妊産婦、けが人などの、一定の要件を満たす歩行が困難な方が対象の駐車区画です。ご利用には利用証が必要ですので、対象の方は申請を行ってください。



1:車椅子使用者用駐車区画

車椅子使用者が乗り降りできるように、通常の駐車場より幅が広い駐車場です。



○車椅子を常時使用する方対象

「車椅子使用者用駐車区画」及び「プラスワン区画」を利用する際に使用できます。



2:プラスワン区画

建物の出入口付近にある通常幅の駐車場です。



○それ以外の歩行困難な方対象

「プラスワン区画」を利用する際に使用できます。ただし、「プラスワン区画」が無い施設などでは、必要に応じて「車椅子使用者用駐車区画」も利用できます。

問い合わせ先	岐阜県健康福祉部 地域福祉課 電話：058-272-8261 FAX：058-278-2651
--------	--

(3) 公共施設の使用料・入場料などの減免

難病患者さん等が下記の施設を利用する場合、使用料などの減免が受けられます。

減免の対象になる方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの人と 介助をされる人（1名） ※詳細は各施設におたずねください。
問い合わせ先	下記の各対象施設

●減免を行っている公共施設（岐阜市所有）

施設名	電話番号	減免内容
長良川うかいミュージアム （長良川鶴飼伝承館）	058-210-1555	観覧料 全額免除 駐車料金 半額免除
岐阜城	058-263-4853	入場料 全額免除
鶴飼観覧船事務所	058-262-0104	乗船料 通常料金より大人 1 人につき 500 円減免
岐阜市歴史博物館	058-265-0010	施設利用料 全額免除
加藤栄三・東一記念美術館	058-264-6410	施設利用料 全額免除
岐阜市科学館	058-272-1333	施設利用料 全額免除
スポーツ交流センター	058-230-1101	施設使用料 全額免除
体育館 （総合・体育ルーム・岐陽・南部 スポーツセンター・北部・東部・ 西部・北西部・ファミリーパーク ・もえぎの里多目的）	—	施設使用料 全額免除
市民プール （南部・北部・本荘）	—	施設利用料 全額免除
サンライフ岐阜（トレーニング ルームのみ） （勤労者ふれあいセンター）	058-233-9321	トレーニングルーム施設使用料 全額免除
岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設 「ウゴクテ」	058-214-3760	トレーニングルーム、健康づくり教室の 料金の 1 回利用券が通常 250 円のところ 130 円、11 回利用券が 2,500 円の ところ 1,300 円。介助者は 1 名まで無 料。
岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設 「ツナグテ」	058-214-3117	施設使用料（きっずエリア）半額免除
三田洞神仏温泉	058-237-3734	「障害者等」で定められた金額で使用で きる。 介助が必要な場合、介助者 1 人を無料と する。
ドリームシアター岐阜	058-262-2811	施設使用料 全額免除 駐車料金 半額免除
リフレ芥見	058-241-8831	歩行浴プール棟 利用料金半額免除
プラザ掛洞	058-239-9390	施設使用料 半額免除
岐阜市駅西駐車場 岐阜市シティタワー43 地下駐車場 岐阜市金公園地下駐車場	058-262-3301 058-262-2702	駐車料金 半額免除 ※障害者手帳、特定医療費（指定難病） 受給者証などをお持ちの方が運転、又は 同乗している時
岐阜公園駐車場（大宮町駐車場）	058-213-6188	駐車料金 全額免除
じゅうろくプラザ （文化産業交流センター）	058-262-0150	駐車料金 半額免除
ハートフルスクエアG 駐車場	058-268-1050	駐車料金 半額免除

岐阜市庁舎駐車場	058-265-4141	駐車料金 半額免除
みんなの森 ぎふメディアコスモス立体駐車場	058-265-4101	駐車料金 半額免除
岐阜市有料自転車駐車場 (岐阜駅周辺6か所、 西岐阜駅周辺4か所)	市役所 土木管理課 058-214-4719	定期利用の場合、5割減額 ※障害者手帳、特定医療費(指定難病) 受給者証などをお持ちの方のみ対象

●減免を行っている公共施設(県所有)

施設名	電話番号	減免内容
岐阜メモリアルセンター	058-233-8822	施設使用料 全額免除 (一部除外あり)
岐阜県長良川球場	058-233-8822	施設使用料 全額免除 (一部除外あり)
岐阜県長良川スポーツプラザ	058-293-6300	施設使用料 全額免除 (一部除外あり)
岐阜アリーナ	058-272-1336	施設使用料 全額免除 (一部除外あり)
岐阜県グリーンスタジアム	058-380-2211	会議室・コート使用料 全額免除
岐阜県クリスタルパーク恵那スケ ート場	0573-28-3390	施設使用料 全額免除 (一部除外あり)
岐阜県川辺漕艇場	0574-53-2623	施設使用料 全額免除
岐阜県高山陣屋	0577-32-0643	入場料 全額免除 (一部除外あり)
岐阜県博物館	0575-28-3111	入場料 全額免除
岐阜県美術館	058-271-1313	観覧料等 全額免除
岐阜県現代陶芸美術館	0572-28-3100	観覧料等 全額免除
岐阜県福祉友愛プール	058-295-1100	施設使用料 全額免除
岐阜県福祉友愛アリーナ	058-233-7500	施設使用料 全額免除
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	058-386-8500	入場料 半額免除
ぎふ木遊館	058-215-1515	入場料 全額免除
ぎふワールド・ローズガーデン	0574-63-7373	入場料 全額免除
世界淡水魚園水族館	0586-89-8200	入場料(一般料金)半額免除
養老天命反転地	0584-32-0501	入場料 全額免除

施設名	所在地・問い合わせ先	減免の内容	対象となる団体
ぎふ清流文化プラザ	岐阜市学園町3-42	施設利用料 全額免除 (一部除外あり)	岐阜県障害者社会参加推進 センター加盟団体等

経済的な助成に関すること（手当等）

それぞれの制度で支給を受けるためには申請が必要です。お一人ずつ状況が違うため、制度が利用できるかどうかなど、詳しくはそれぞれの窓口にご相談ください。

項目	内容	問合わせ先
障害年金	国民年金の加入中に初診日（初めて医師の診察を受けた日）がある病気やけがによって一定の障がいの状態になったとき、また、20歳前に初診日がある病気やけがによって同様の状態になったときなどに、障害基礎年金を受けることができます。 厚生年金の加入中に初診日のある病気やけがによって同様の状態となったときは、障害厚生年金を受けることができます。 これらの年金を受けるには、様々な条件がありますので、詳細はお問い合わせください。	岐阜北年金事務所 電話：058-294-6364 FAX：058-231-2411 国保・年金課 電話：058-214-2086 FAX：058-267-5087
特別障害給付金	国民年金の加入が任意の期間中に、加入しなかったことにより障害基礎年金の受給権のない障がい者の方が受けられます。 この給付金を受けるには、様々な条件がありますので、詳細はお問い合わせください。	国保・年金課 電話：058-214-2086 FAX：058-267-5087
特別障害者手当	20歳以上の重度障がい者に支給されます。手当の認定を求める請求に基づいて障がいの程度や所得など一定の要件を満たす場合に支給されます。	障がい福祉課 電話：058-214-2135 FAX：058-265-7613
特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児を扶養している父母又は養育者に支給されます。手当の認定を求める請求に基づいて障がいの程度や所得など一定の要件を満たす場合に支給されます。	
障害児福祉手当	20歳未満の重度障がい児に支給されます。手当の認定を求める請求に基づいて障がいの程度や所得など一定の要件を満たす場合に支給されます。	
傷病手当金	病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。	加入している医療保険の被保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合）
失業等給付	雇用保険の被保険者が離職し失業状態にある場合に、離職時の年齢、被保険者であった期間及び離職理由により定められた所定給付日数が支給されます。	ハローワーク岐阜 電話：058-247-3211

項目	内容	問合わせ先
福祉資金の貸付	<p>岐阜市に居住し、臨時的、一時的な事情により生活に困窮した世帯に対し、生活の安定と福祉の向上を図るために必要な貸付を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の意見書及び連帯保証人（1名）が必要です。 ・貸付にあたっては、条件・審査があります。 	<p>生活福祉二課 生活困窮者支援係 電話：058-214-2158</p>
生活福祉資金の貸付	<p>収入の少ない世帯や障がい者世帯、介護を必要とする高齢者世帯を対象とした、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、教育支援資金（教育支援費・就学支度費）、総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）の貸付を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の意見書及び原則連帯保証人（1名）が必要です。 ・緊急小口資金は、連帯保証人を必要としません。 ・原則として岐阜市生活・就労サポートセンターでの相談が必要です。 ・貸付にあたっては、条件・審査があります。 ・申込みにあたっては、他の公的貸付等が優先されます。 	<p>岐阜市社会福祉協議会 電話：058-255-5511 FAX：058-255-5512</p>
生活困窮者自立支援	<p>生活上の困りごとを抱える方の相談及び支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気や障がいでお悩んでいる ・住む家がなくなりそう ・なかなか仕事に就けない ・借金があり、返済できない <p>など、生活の困りごとを一緒に寄り添って解決し、自立して生活していけるよう支援します。</p>	<p>岐阜市生活・就労サポートセンター （生活福祉二課内） 予約優先電話： 058-265-3777</p>
生活保護	<p>生計を支えていた人が、病気等で収入が少なくなったり、貯えがなくなったりして生活を維持できないときに、家庭の状況に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活を保障しながら、生活を自分たちで支えられるようにするための制度です。</p>	<p>生活福祉一課・二課 保護1～9係 電話：058-214-2156 ～ 058-214-2164, 2448</p>

災害時の備え

災害時の避難等は、一般的に「自助：共助：公助＝7：2：1」の力が必要とされています。特に、災害発生初期は、まず自分自身で身を守らなければなりません。災害時に備えて、今できることを一緒に考えてみましょう。災害時にはライフラインの寸断が予想され、災害の規模や地域の特性にも影響されますが、ライフラインの復旧までの日数（目安）を参考に普段から物資の備蓄など災害への備えを進める必要があります。

各ライフラインの種類と復旧までの日数

種類	復旧までの日数 (目安)
電気	7日
通信	14日
上下水道	30日
ガス	6日

(1) 日頃の備え

① 普段処方されている薬・衛生材料の備蓄

過去の大規模災害では、普段受診している病院や薬局などの医療機関の機能はストップし、復旧に時間がかかる事例がありました。

そうした状況では、特別なお薬はすぐに手に入らないことが多いため、普段処方されている薬は概ね 1週間を目安に自宅に備蓄することや、おくすり手帳に普段処方されている薬の情報を記録していくことが大切です。主治医と話し合い、少し長めの日数分処方してもらうなどの工夫をしましょう。

② 医療的ケアが必要な人の災害対策

被災すると、これまで通りの方法で医療的ケアが行えなくなる可能性が高くなります。医師の指示で決められている医療手技や医療消耗品（衛生材料）などの使用方法を、どこまで変更可能か担当看護師と一緒に主治医に確認しましょう。また、機械の回路変更やバッテリーと外部バッテリーとの接続方法は看護師などと練習しておくことで、いざという時慌てずに対応できます。（表 1）を参考に日頃から主治医・訪問看護師と災害時の医療的ケアの備えについて準備しておきましょう。

【非常用電源確保のおすすめ】

重度障がい者（児）の日常生活を支援し、その福祉の増進を目的として、重度障害者（児）が日常生活用具を購入する費用の一部を支給します。その一部として、常時生命の維持に必要な機器を使用している身体障害者（児）および難病患者を対象に非常用電源の購入費用の一部を助成します（条件あり）。

日常生活用具の購入にあたっては事前の申請が必要ですので、下記までお問い合わせください。

◇ 日常生活用具を利用した非常用電源の購入について

● 購入できる品目（いずれか1点）

- ・人工呼吸器用等外部バッテリー
- ・自家発電機
- ・ポータブル電源等（蓄電池）
- ・DC/AC インバーター

※上記品目を購入する場合、医師の意見書が必要です

● 費用の支給限度基準額 100,000円（基準額を超えた金額は利用者負担です）

● 耐用年数 10年（耐用年数内の再支給はできません）

● 利用者負担 1割負担（月額負担上限額あり）

生活保護世帯	生活保護世帯に属する方	0円
低所得者	市町村民税非課税世帯	0円
一般世帯	市町村民税課税世帯	37,200円
一定所得以上	本人または世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合	支給対象外

問い合わせ先	障がい福祉課 電話：058-214-2135 FAX：058-265-7613
--------	--

表1 災害対策として確認すること

【自宅に用意しておくよいもの】

夜間の医療的ケアに備えて

- ・ヘッドライトやランタンを用意する。
- ※医療的ケアは両手を使うことが多いため、懐中電灯では支障がでる

外部バッテリー、非常用電源の確保

気管切開を伴う人工呼吸器を24時間使用する方を対象に、岐阜市日常生活用具にて購入費用の助成があります（条件あり）。詳細は担当ケアマネジャー、保健師などにお尋ねください。

【医師・看護師と一緒に確認すること】

1. 栄養について

全員

- ・使用している栄養剤が手に入らなかった場合の対応（代用可能な栄養剤）
- ・アレルギーの有無の確認

胃ろうの場合

- ・胃ろうの交換日に病院に行けなかった場合の対応
- ・固定バルンが抜けたときの対応
- ・胃ろうボタンが抜けたときの対応

鼻からのチューブの場合

- ・チューブが抜けた、詰まってしまった場合の対応
- ・内服薬の確認（溶けにくい薬がある場合、詰まる可能性を考慮しても必ず注入する必要があるか）

2. 呼吸に関して

吸引

- ・気管吸引チューブが手に入らない状況で、何日まで使いまわしてよいか

呼吸器

- ・停電時、加温加湿器の代わりに人工鼻回路への切り替えは可能か
- ・人工鼻回路の許容時間
- ・加温加湿器の水は蒸留水以外でもよいか（白湯、市販の水など）

気管切開

- ・気管カニューレが詰まった、抜けたときの対応
- ・家族が気管カニューレを交換可能か

【看護師とご家族で確認すること】

吸引器

- ・吸引器のバッテリーの有無と稼働時間

酸素濃縮器

- ・酸素濃縮器のバッテリーの有無と時間
- ・自宅周囲に自家発電のある施設があるかどうか
- ・酸素ボンベ残時間の計算方法

薬剤に関して

- ・最新の使用薬剤名および量が分かっているかどうか
- ・処方内容は誰が見てもわかるようになっているかどうか（特に内服ごとの薬剤量が違う場合）

避難に関して

- ・自宅周辺だけでなく、病院がある地域のハザードマップも確認する。
- ・安否確認のための連絡手段を明確にする。

かかりつけ医

訪問看護ステーション

ケアマネジャー など連絡窓口を誰にするのかなど具体的にしておく。

- ・携帯電話が使用できない状況に備えて、NTTの災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置場所を確認しておく。

☞「NTT ホームページ」で確認できます。

物資の確認

- ・最低でも3日分を確保しておく。

その他

- ・医療品サイズ一覧、連絡先一覧、おくすり手帳のコピー、保険証のコピー等
- ・胃瘻ボタンや気管カニューレの挿入練習をする。
- ・交代でアンビューバックを加圧してくれる人を確認する。

③非常持出品の準備

暗くても見やすいよう蓄光テープを貼ったりリュック等に入れ、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。また、重すぎると避難に支障が出るので、できるだけ軽量でコンパクトな物を選びましょう。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 緊急医療手帳 | <input type="checkbox"/> お薬手帳 |
| <input type="checkbox"/> 健康保険証 | <input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証 |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 | <input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証 |
| <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 | <input type="checkbox"/> 薬（できれば1週間分程度） |
| <input type="checkbox"/> 身分証明書 | <input type="checkbox"/> 食料品 |
| <input type="checkbox"/> 衣類等 | <input type="checkbox"/> 貴重品（特に現金） |
| <input type="checkbox"/> 日用品（懐中電灯、携帯ラジオなど） | <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー、乾電池など電源 |
| <input type="checkbox"/> 衛生用品 | |

④災害ハザードマップの確認

お住まいの場所によって、危険性が高い災害の種類は様々です。災害ハザードマップでどの災害が起こりやすいか、災害の種類ごとに適切な避難場所と避難経路を確認しておきましょう。

岐阜市では「岐阜市総合防災安心読本」を作成しています。災害に対する日頃の備えや岐阜市全域の災害ハザードマップを確認することができますので、ご活用ください。

災害ハザードマップ（岐阜市総合防災安心読本）

閲覧方法	スマートフォンアプリ版： ここからダウンロード  岐阜市ホームページ： https://www.city.gifu.lg.jp （ページ番号 1001378） トップページ > くらし・手続き > 防災 > 岐阜市総合防災安心読本
問合わせ先	都市防災政策課 電話：058-267-4763 FAX：058-265-3857

⑤岐阜市避難行動要支援者名簿への登録

災害発生時に自力での避難が困難な方（避難行動要支援者）を地域全体で支援するため、市では支援の必要な方の名簿を作成しています。

名簿に登録された方の情報は、平常時から自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会（社協支部）、警察に情報提供され、災害時の避難支援や安否確認に利用されます。

また、地域の自治会を中心として、災害時に誰が助けにいくかを決めたりする取組み（個別計画の策定）や、日頃の見守り活動などに利用されます。

●名簿登録の手続き

「避難行動要支援者名簿登録等に係る意向調査書（避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成・計画情報提供申請書）」に記入のうえ、担当する民生委員・児童委員、ケアマネジャーにお渡しいただくか、地域保健課、福祉部担当課（障がい福祉課、介護保険課、高齢福祉課）、防災対策課にご提出ください（郵送可）。

●登録にあたっての注意

支援者が被災するなどにより支援が受けられない場合もあるため、避難の支援をお約束するものではありません。日頃から地域の行事に参加するなど、隣近所と関わり合いを深め、災害に備えましょう。

⑥電力会社への登録等

生命維持に関わる機器を使用している方は、中部電力パワーグリッド(株)岐阜支社に連絡しておきましょう。自然災害等による停電時に、復旧の見通しなどを伝えていただけます。ただし、広域的な停電時には優先的に復旧してもらえないというものではありません。また、発電機を貸し出してもらえないわけでもありませんのでご注意ください。

問い合わせ先	中部電力パワーグリッド(株) 岐阜支社 電話：0120-924-148 二次元コードから、ホームページ・停電情報のページにアクセス ※いざという時に停電情報をいち早くお知らせする、また防災情報も掲載された「停電情報お知らせサービス(無料アプリ)」を、ページ内から是非ダウンロードしてみてください。 
--------	--

人工呼吸器使用者は、使用している人工呼吸器の会社にバッテリー(外部・内部)の定期点検等について相談しましょう。

⑦家具、医療機器などの転倒防止

家具や人工呼吸器等を、ベルトや粘着固定マットなどで固定しましょう。

(2) 災害後の対応

① 身体状況の確認

怪我・圧迫がないか、医療機器が外れたり壊れたりしていないかなどを確認しましょう。特に、言葉や表情での意思疎通が難しい方は、注意して確認しましょう。

② 支援者・家族へ連絡

普段利用している医療機関やサービス等の緊急連絡先を確認して、緊急医療手帳や居室など普段目にする場所に掲示しておくこと、いざという時慌てず連絡をとることができます。どのような状況になったら、どの支援者に連絡をとる必要があるのか普段から話し合っておくことも大切です。

③ 災害用伝言サービスの活用

災害用伝言ダイヤル「171」

- 電話がつかない状況になった場合、災害用伝言ダイヤル「171」に安否確認の伝言を録音し、家族や友人に安否を知らせましょう。
- 録音する時 「171」にダイヤル→「1」をプッシュ→電話番号*をダイヤル→録音
- 再生する時 「171」にダイヤル→「2」をプッシュ→電話番号*をダイヤル→再生
※被災地の場合は自宅の電話番号、または連絡の取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

④ 病状悪化をふせぐための手立て

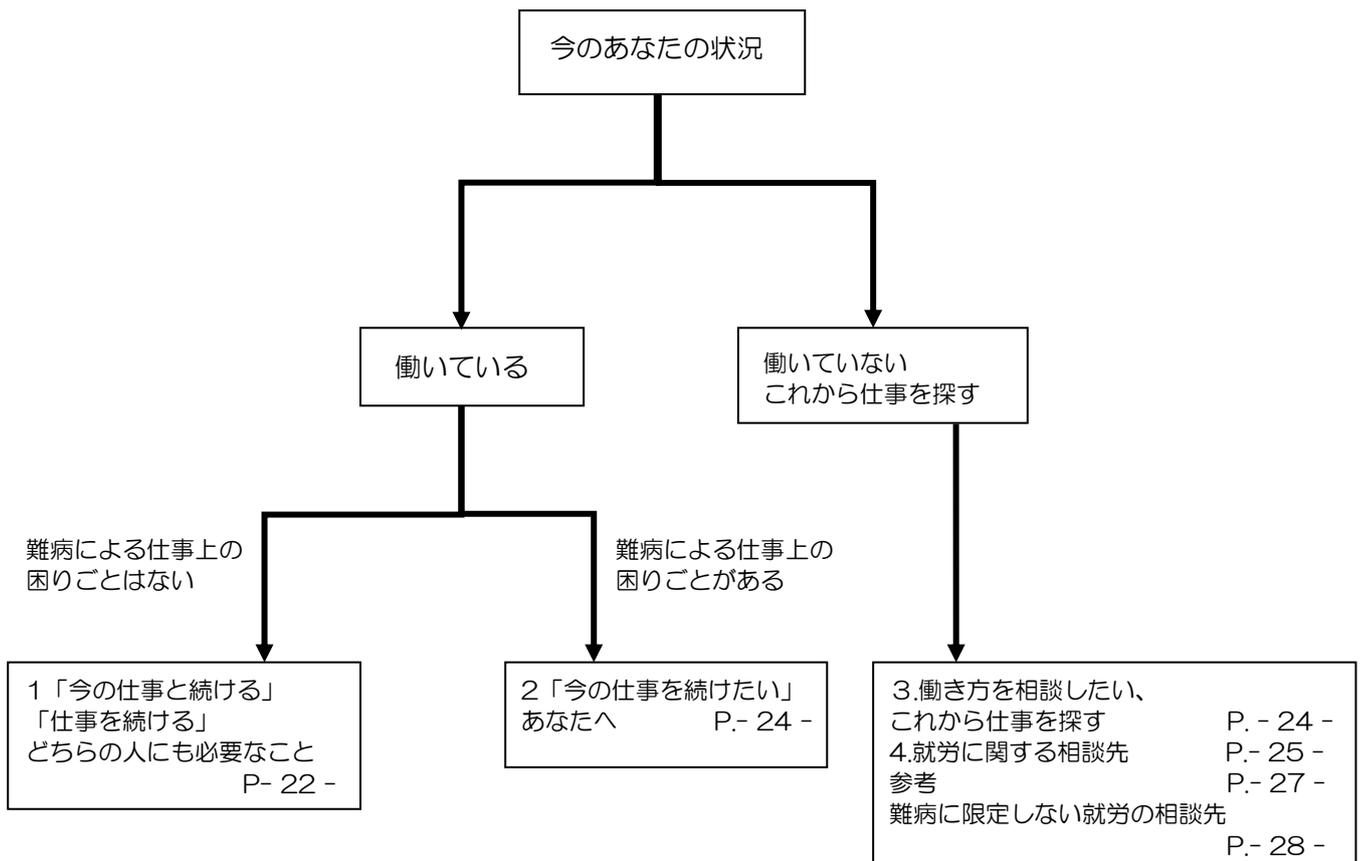
- 避難所にいる場合、避難所の担当者に日頃から医療を受けていることを伝えましょう。安静や介護が必要な場合、福祉避難所等への移動を避難所担当者に相談しましょう。
- 身体状況を確認し、体調の変化があれば、必要に応じて医療機関や救護所に相談しましょう。その際に「お薬手帳」など普段使っている薬剤の正確な情報が分かる資料は、ご自身、ご家族の病状を説明することにとっても役に立ちます。
- 生活環境の変化や災害への恐怖心や不安感により精神的に不安定となる場合があります。必要に応じて、医療機関や救護所に相談しましょう。

就労に関すること

(引用：仕事と治療の両立お役立ちノート 厚生労働行政推進調査事業補助金（難治性疾患政策研究事業）
【難病患者の総合的支援体制に関する研究】班 研究代表者 小森哲夫 により作成）

難病の療養をしながらはたらくためには、「健康管理をしながらはたらく」が必要です。ここでいう「健康管理」とは、「治療を受けながら体調管理をすること」をいいます。

「就労に関すること」早見表



1. 「今の仕事を続ける」「仕事をこれから探す」どちらの人にも必要なこと

健康管理をしながら活躍できる仕事内容

難病のある多くの人たちは、工夫しながら様々な一般の仕事で活躍しています。例えば、疲労をためないように、仕事の時間（勤務時間・休憩時間・休日・通院時間の確保）や仕事内容（体力的に無理のないデスクワークやパート等の短時間労働）を調節して働いています。

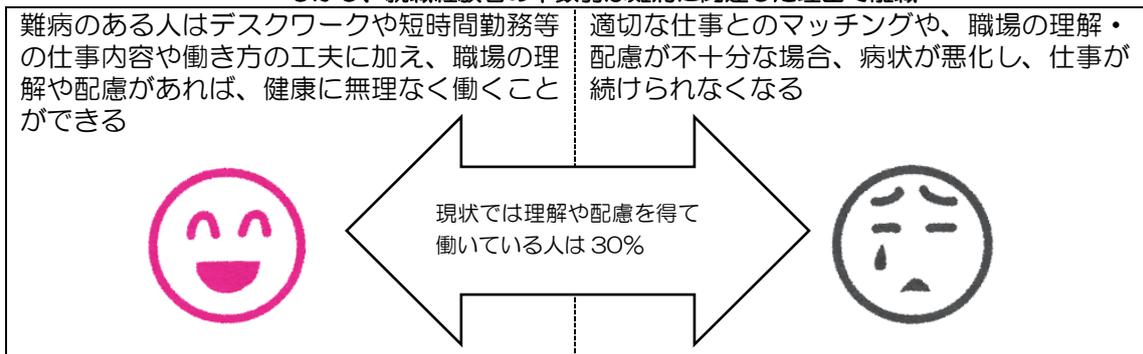
しかし、仕事は、企業と求職者、職場と自分、それぞれのニーズの兼ね合いです。希望する仕事に就きたい、働き続けたいと思うなら、あなたはどのような形で職場に貢献できるかもよく考える必要があります。

(1) 健康管理と職業生活を両立させるための職種や働き方

難病の場合は、体調がいい時には外見では病気が分かりにくく就職活動に影響はありません。しかし、就職後に無理をしたり、職場の理解や配慮がないまま働くことで、体調を崩し、仕事を続けられなくなることもあります。

最近の調査では、難病のある人のおよそ30%が、職場の理解や配慮を得て働いているという結果が出ています。

就職活動経験者の80%は就職に成功
しかし、就職経験者の半数弱は難病に関連した理由で離職



- 身体的に無理のない仕事
- 休憩が比較的自由に取りやすい
- 疲労回復が十分にできる勤務時間や休日
- 通院のための業務調整が可能

難病のある人（障害者手帳の有無にかかわらず）の仕事や働き方には、いくつかの特徴があります

- 特徴1：デスクワークが多く、工場勤務（立ち作業、労務、拘束時間）は少ない
 特徴2：正社員を含め、雇用契約を結ぶ一般的な就労形態で働いている人が多い
 特徴3：1日7.5時間以上のフルタイムが多いが、女性ではパートが多い傾向がある

(2) 今後の生活や働き方を考えるためのヒント

今後の働き方を考えるうえで、仕事と難病の治療を両立するための資料を国が公開しています。下記は公開されているうちの一部ですが、仕事や治療のみならず生活全体でご自身がどうありたいかを適宜考えて方向性を支援者（主治医ほか次項以降の支援者）と一緒に考えていくことが必要です。

※参考資料

仕事と治療の両立お役立ちノート（難病編）

仕事と治療の両立お役立ちガイド（難病編）

（作成：厚生労働行政推進調査事業補助金 難治性疾患等政策研究事業（難治性疾患政策研究事業）
 【難病患者の総合的支援体制に関する研究】班 研究代表者 小森哲夫）

2.「今の仕事を続けたい」あなたへ

今の仕事を続けたいと思っているあなたは、職場で働く上で病気による困りごとや悩みはありませんか。仕事と病気の療養の両立のために下記の相談窓口があり、それぞれの役割に応じ患者さんや患者さんを雇用する事業所（※条件あり）の相談に対応します。

（１）雇用されている事業所の産業医・産業保健スタッフ

事業所の業種に限らず、常時雇用している従業員が 50 人以上いる事業所は産業医の選任の義務があります。該当する場合、治療と仕事の両立のために職場との調整が必要な場合、まずは産業医（産業保健スタッフ）に支援を依頼します。

産業医に相談する際に医師が病状の把握をするにあたり、患者本人から症状や治療の状況を説明する必要があります。ご自身で、自分の病状を説明できるようまとめておく（お薬手帳など）と相談がスムーズに進みます。

事前に主治医と一緒に「仕事と治療の両立お役立ちノート（難病編）」（※前項 参考資料）を活用し、今の病気の症状や困りごと、治療の見通しなどを整理することも今後の働き方を検討する上で大切です。

（２）難病生きがいサポートセンター「就労相談 詳細は P.- 30 -参照」

働いている患者本人だけでなく、従業員が難病になりお困りの雇用者の方も対象です。まずは、電話で相談できます。

（３）岐阜産業保健総合支援センター「治療と仕事の両立支援」

治療と仕事の両立のための支援を行っています。

岐阜産業保健総合支援センターでは、医師・看護師・保健師・社会保険労務士等の資格を持つ相談員・促進員が、悩みや・不安についての相談を受け付けています。ご利用は無料です。

※ご利用は下記連絡先（二次元コード）よりお申込みください。

●支援の内容

治療と仕事の両立を支援することは、従業員（患者本人）だけでなく事業者にとっても、大きなメリットがあります。

- ・事業者、患者（労働者）からの相談対応
- ・両立支援を行うための環境整備の支援（個別訪問支援）
- ・治療と仕事の両立への理解を促す教育の実施
- ・休暇制度、勤務制度の導入への助言・支援等
- ・両立支援の対応手順、関係者への役割の整理についての助言・支援等
- ・事業者と患者（労働者）間の仕事と治療の両立に関する調整支援（個別調整支援）

●主な相談の例

- ・難病と言われたけど、仕事を辞めずに治療を続けられるか
- ・会社に病気のことをどう伝えたらいいか
- ・従業員が難病と診断されたが、どのように配慮するべきか など

問合わせ先	独立行政法人労働者健康安全機構岐阜産業保健総合支援センター
	〒500-8844 岐阜市吉野町 6-16 大同生命・廣瀬ビル ご利用はこちらから 電話：058-263-2311 FAX：058-263-2366 URL：https://www.gifus.johas.go.jp 

3.働き方を相談したい、これから仕事を探す

これから仕事を探す人、もしくは働きたいが働き方などを相談したい人への相談先は複数あり、ご自身の相談したい内容に応じて相談先を選択しまたは電話などで連絡をとることがスタートです。

雇用されての就労の大まかな種類として、一般就労（障害者雇用を含む）と福祉就労（いわゆる A 型・B 型作業所）があります。

ご自身の今の病状や治療の状況と就労について、主治医にどのような働き方であれば健康上問題ないかを確認し、次項以降の関係機関に相談し就労に向けた取り組みを進めていきます。

4. 就労に関する相談先

(1) 難病生きがいサポートセンター

難病生きがいサポートセンターでは難病を抱えながら働き続けるために、働き方の提案と支援機関のご紹介をし、継続的に支援をします。就労中の方は辞める前にぜひご相談ください。

求職中の方は、体調に合わせた働き方を一緒に考えます。就労相談は、随時行っております。また、従業員が難病になりお困りの企業の方も相談できます。

月1回「ハローワーク難病患者就職サポーター」同席の就労面談も行っています。(要予約)

問い合わせ先	難病生きがいサポートセンター 就労相談
	電話：058-273-0870 (火～金) FAX：058-214-8733 Email：gifunanbyo.kng@gifu.email.ne.jp

(2) 難病患者就職サポーターによる就労相談

難病患者就職サポーターは、難病に関する知識を持つハローワークのスタッフです。

症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援等を行っています。難病のある人の就職や、難病のある人を雇用する事業主をサポートします。まずは、お気軽にお問い合わせください。

- ◇対象者：・就職を希望する難病患者の方
・難病を発症した在職中の方
- ◇相談日：毎週月曜日から金曜日(予約制)
- ◇相談時間：9:30～16:00
- ◇相談場所：ハローワーク岐阜 相談室
- ◇相談内容：・就職に関する相談
・就職面接への同行
・支援機関との連携
・難病の方を雇用した事業主への助言
・両立支援 など

医療的・臨床的対応を要する方は受付できませんのでご了承ください。予約された方は、求職者登録をしていただきます。(カウンセリング後の登録も可能)

●主な相談の例

- ・就労経験はありますが、難病に伴う体調不良のため離職せざるを得ませんでした。体調も安定してきたのでそろそろ働きたいと思うのですが、病気のことも含めどのように相談してよいのかわかりません。
- ・障害者手帳のある人や難病の人を雇用したいと考えていますが、どのような配慮が出来るか働きやすいのかなど、情報があると有難いです。

問い合わせ先	ハローワーク岐阜 専門援助第2部門
	電話：058-247-3214 住所：五坪 1-9-1 ハローワーク岐阜 専門援助第2部門

(3) 障がい者就業・生活支援センター

就職を希望されている障がいのある方や在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、関係機関と連携しながら就業面と生活面の一体的な支援を行います。

また、障がい者を雇用している事業主やこれから雇用しようと考えている事業主の方にもさまざまな相談に応じています。

(4) 岐阜障害者職業センター

障がいのある方や障がいのある方を雇用する事業主の方などに対し、県内の各公共職業安定所（ハローワーク）との密接な連携の下に、就職のための相談・支援、就職後の定着や復職のための援助等、個々の状況に応じたサービスの提供をしています。

●主な業務内容

- ・就職や職業生活、職場復帰などについて、相談や助言、情報提供を行います。これまでの経歴や就職の希望などを把握し、必要に応じて各種検査を通じて職業に関する能力等を整理し、働く上での課題や目標、必要な支援について相談します。
- ・センター内での作業や講習を通じて、働く上での課題の把握・改善、基本的な労働習慣の体得、自分に合った働き方の検討や職場に必要なコミュニケーションのトレーニング等職業生活に関する知識を習得するための支援を行っています。
◇期間：最長 12 週間で個別にカリキュラムを設定して実施します。
- ・職場に定着できるよう、対象となる障がい者の方や事業所の悩み、様々なニーズに応じて、ジョブコーチが職場に出向き、具体的な支援をします。就職時だけでなく、就職後についても支援を実施します。
◇期間：標準的には 2～3 か月
- ・うつ病等の精神疾患により休職している方、その方の復職を考えている事業主の方に対して、主治医等と連携し、職場復帰に向けたコーディネートやウォーミングアップ支援を行います。
◇期間：標準的には 3 か月程度

※職業センターの利用においては、費用は無料です。（ただし、交通費、昼食代等は自己負担）

名称	問合わせ先	対象者
岐阜障害者職業センター	住所：日光町 6-30 電話：058-231-1222 FAX：058-231-1049	障がいのある方や障がいのある方を雇用する事業主の方など
岐阜障がい者就業・生活支援センター	電話・FAX：058-253-1388 住所：鍵屋西町 2 丁目 20 番地 多恵第 2 ビル 1F Email：gifu-syugyosien@gifusiji.or.jp	長良川以南に、お住まいの方・事業主の方
清流障がい者就業・生活支援センター ふなぶせ	電話：058-215-8248 FAX：058-215-8029 住所：学園町 2 丁目 33 番地 (岐阜県障がい者総合就労支援センター内) Email：nakapotsu@funabuse.jp	長良川以北に、お住まいの方・事業主の方

(5) 福祉就労

サービスの種類	特徴
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労のための訓練（移行支援） ・利用期間は原則 2 年間 ・賃金は発生しない
就労継続支援（B 型）事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約に基づかない作業 ・働く時間・日数は個々によって様々であり、作業に求められる質やスピードなど労働条件は A 型よりも易しく柔軟に働くことが可能 ・賃金は工賃のみ
就労継続支援（A 型）事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約に基づいた作業 ・契約に基づいた時間数や就業規則を守って働く必要がある ・各事業所で求められる作業の質やスピードなどについていく必要がある ・最低賃金を保証される

指定難病の患者さんは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（P. - 9 - ）の対象です。治療上の理由により一般就労が難しい方は、障害福祉サービスによる就労継続（移行）支援を利用して就労もしくは就労のための訓練を受けることができます。

※大まかな特徴です。詳細や利用方法は下記問い合わせ先にご相談ください。

問合わせ先	障がい福祉課 電話：058-214-2137 FAX：058-265-7613 Email：fj-shougai@city.gifu.gifu.jp
-------	--

参考

(1) その他の働き方

◇ 岐阜市超短時間ワーク応援センター（超短時間雇用創出事業（令和4年4月1～））

「超短時間雇用」とは、障害や疾病などある方々が、週に最短15分から、一般の企業・職場で特定の職務を担当して働くワークスタイルです。

岐阜市では、「岐阜市超短時間ワーク応援センター」を設置し、企業・求職者の中間的支援を行っています。

●利用の流れ

①「岐阜市超短時間ワーク応援センター」へ登録・求人情報から応募を検討

- ・利用登録をする
- ・求人情報から自分に合いそうな求人をスタッフと検討

②「ハローワーク」で求人に応募・面接



③採用

超短時間雇用実現のためのポイント

自分の強みと弱さを明確にする

- ・自分にできること
(動作、スピード、持続時間など)

- ・苦手もしくはできないこと

できる仕事を整理する

- (例) 車いす利用のため、ピッキング作業などはできないがパソコンでの入力作業はできる

自分の特性にマッチした求人情報を探す

●よくある質問

○質問1

障害福祉サービスの訓練給付（A型・B型）との違いを教えてください。

○答え

B型事業所を利用する場合、作業の報酬は工賃のみですが、超短時間型雇用の場合は一般企業で雇用契約に基づく労働となり、最低賃金以上の報酬が保証されています。また超短時間雇用は、A型で求められる勤務時間（一般的に週20時間以上）よりも短時間・勤務日数が少ない働き方になります。

なお、障害福祉サービスを利用する場合、以下のいずれかの書類が必要です。

- ①障害者手帳
- ②特定医療費（指定難病）受給者証
※重症度分類を理由として、受給者証の発行が不承認だった場合は「不承認通知」

③医師の診断書

一方、超短時間ワークの場合は、手帳や医療費受給者証のない方でも登録可能です。

○質問2

以前、A型事業所を利用していましたが、求められる労働時間を勤務することができず、退職してしまいました。超短時間型雇用の場合、どのくらい働ければよいのでしょうか？また、職場までの交通費は支給されるのでしょうか？

○答え

企業の求める仕事の内容にもよりますが、概ね週10時間未満の労働を行っている方が多いです。また、応募する企業の就業規則により、交通費が支給される場合もあります。

名称	問合わせ先	対象者
岐阜市超短時間ワーク応援センター	電話：058-215-8280 住所：岐阜市学園町2丁目33番地 (岐阜県障害者総合就労センター内) 開所時間：平日 月～金、8:30～17:00	・岐阜市在住の人 ・障がいや難病などをお持ちの方

(2) 難病に限定しない就労に関する相談窓口

①ハローワーク岐阜 岐阜わかもの支援コーナー

◇対象：正社員を目指すおおむね35歳未満の方

担当者制による個別支援であなたの就職をサポートします。対面・オンラインでの就職相談、求人情報の提供、応募書類の添削、面接対策、職業適性診断、就職に役立つセミナー開催。

予約相談のため、下記連絡先よりお問い合わせください。

利用時間

月・火・木・金 10:00~18:00

水 10:00~19:00

(土・日・祝日・年末年始は休業)

問い合わせ先	<p>ハローワーク岐阜 岐阜わかもの支援コーナー 〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37 東棟2階 (岐阜新卒応援ハローワーク併設) TEL:058-264-7556</p>	<p>ホームページはこちら</p> 
--------	--	---

②ジンチャレ!ぎふ

岐阜県総合人材チャレンジセンター (ジンチャレ!)

就職活動に必要な知識やノウハウなどを提供する岐阜県が運営するセンターです。

岐阜県内に2拠点あります。学生から一般求職者まで、就職に関するお悩みにキャリアカウンセラーが個別に寄り添い支援します。ご利用は無料です。

◇対象：岐阜県内に就職・転職希望の方

◇利用時間：(休館日：日・祝日・年末年始 他 HP にてご案内)

●ジンチャレ!ぎふ

月~土 9:15~18:00

●ジンチャレ!ぎふ Job ステーション

月~金 第2・第4土 10:00~18:00 (水のみ 10:00~20:00)

◇予約方法：

- ・対面での相談 (予約優先)

予約は、お電話 (ご利用いただくセンター) か、センター来訪時に受付にてお取りください。予約なしでの来訪の場合、カウンセラーの空き状況によっては対応しきれない場合があります。

- ・Webでの相談

初回はサイト (2次元コード) から申込フォームに入力してください。

2回目以降のご利用は、ジンチャレ!各拠点までお電話でお申込みください。

問い合わせ先	<p>岐阜県総合人材チャレンジセンター ●ジンチャレ!ぎふ 〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 2階 TEL:058-278-1149</p> <p>●ジンチャレ!ぎふ Job ステーション 〒500-8856 岐阜市橋本町1-10-1 アクティブG 2階 TEL:058-214-3081</p>	<p>ジンチャレ!について</p>  <p>ジンチャレ Web 面談</p> 
--------	---	---

難病に関する相談窓口等

難病は、原因不明で治療方法が確立しておらず、患者さんにとっては、経過が慢性にわたり経済的な問題や介護の問題を生じることがあり、精神的にも負担が大きいものです。このような患者さんやご家族の相談に応じています。

1. 岐阜市保健所・保健センター等

(1) 保健師による療養相談

保健所・保健センター等では、難病担当保健師、地区担当保健師による療養相談・家庭訪問を行っています。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

月～金曜日 8:45～17:30（祝日、年末年始を除く）

名 称	住 所	電 話	F A X	二次元コード
岐阜市保健所 地域保健課	都通 2-19（1階）	058-252-7191	058-252-0638	
中保健センター	徹明通 2-18 柳ヶ瀬グラスル 35 （3階）	058-214-6630	058-214-6632	
南保健センター	茜部菱野 1-75-2	058-271-8010	058-271-8014	
北保健センター	長良東 2-140	058-232-7681	058-232-7683	

(2) 難病医療相談会、講演会

難病患者やその家族、支援者等を対象に専門医による講演会を開催しています。講演会は、毎年取り上げる疾病を変えて実施しています。開催の時期等については、広報ぎふ等でお知らせします。

問合わせ先	岐阜市保健所地域保健課 電話：058-252-7191 FAX：058-252-0638
-------	---

2. 難病生きがいサポートセンター

難病患者・家族に対して、医療や日常生活に関する相談・支援、地域交流活動の促進を行います。

<p>医師による電話相談</p>	<p>決められた相談日に、担当医が電話で直接相談に応じます。予約が必要ですのでご注意ください。</p>
<p>難病生きがいサポートセンターの相談員による相談</p>	<p>◇難病等に関する日常の相談 相談員が電話や面談で医療・福祉・生活などに関する相談に応じています。場合によっては相談者を訪問します。</p> <p>◇就労相談 病気と付き合いながら働きたい方、働き方で悩んでいる方などの相談に応じます。</p> <p>◇子どもの自立支援相談 慢性的な病気や治療が難しい病気の子どもとその家族などを対象に、様々な相談・支援を行っています。</p>
<p>難病ふれあい教室事業</p>	<p>医師などによる学習会や患者・家族の交流会を行います。日程については、難病生きがいサポートセンターホームページでご確認いただくか、電話でお問い合わせください。</p>
<p>応援員の派遣</p>	<p>看護師、リハビリの先生、音楽療法士、ピアサポーターなどが応援員に登録しています。応援員は患者・家族が生きがいを持って療養生活を送ることができるように様々な支援をしています。</p>
<p>意思伝達装置等の貸出</p>	<p>福祉事業による給付を受ける前に、希望する患者に意思伝達装置「伝の心」「ミヤスク」「オペナビ」「ファインチャット」「ペチャラ」等の無料での貸出しを行います。</p>
<p>難病医療等相談事業</p>	<p>専門医師、保健師等による対面での個別相談会を行います（年4回） 日程については、難病生きがいサポートセンターホームページでご確認いただくか、電話でお問い合わせください。</p>

<p>問合わせ先</p>	<p>難病生きがいサポートセンター 電話・FAX：058-214-8733 （月～金曜日 9:30～17:00） Email：gifunanbyo.kng@gifu.email.ne.jp ホームページ：http://www.gifunanbyo.org/</p>	<p>ホームページはこちら</p> 
--------------	--	---

3. 岐阜県難病団体連絡協議会

昭和48（1973）年に設立された難病患者・家族会の協議会です。相談事業や機関誌「KNG」発行、支部活動、署名・啓発活動、お楽しみサークルなどを通じて、難病患者・家族さんの支援を行なっています。また、ホームページで難病に関する情報を発信しています。

◇岐阜県難病団体連絡協議会加盟患者団体

団体名
(公社)日本リウマチ友の会 岐阜支部
岐阜県心臓病児者の会 (岐心会)
NPO 岐阜県腎臓病協議会 (岐腎協)
つぼみの会愛知・岐阜 岐阜支部《会員の主な疾病…1型糖尿病》
岐阜県肝炎の会
岐阜県パーキンソン病友の会
岐阜県ヘモフィリア友の会《会員の主な疾病…血友病》
岐阜県筋ジストロフィー協会
岐阜県稀少難病友の会 (くぬぎの会) 《会員の主な疾病…膠原病、レックリングハウゼン病、脊髄小脳変性症、 特発性血小板減少性紫斑病、ベーチェット病 等々》
ぎふ低肺機能者グループ 《会員の主な疾病…呼吸器全般の疾患。肺の手術後の呼吸機能障害や、間質性肺炎、 慢性気管支炎、肺気腫などの慢性閉塞性肺疾患等》
岐阜県潰瘍性大腸炎・クローン病患者会 (岐阜ちょう会)
(公社)日本てんかん協会岐阜県支部 (波の会)
岐阜県網膜色素変性症協会 (JRPS 岐阜)
日本 ALS 協会岐阜県支部
後縦靭帯骨化症の会 [準加盟]
(一社)全国ファブリー病患者と家族の会 岐阜県支部 [準加盟]
竹の子の会 西東海支部 岐阜グループ [準加盟]
もやの会 中部ブロック・岐阜 [準加盟] 《会員の主な疾病…もやもや病》

問い合わせ先	岐阜県難病団体連絡協議会 (難病連) 電話・FAX : 058-214-8733 ホームページ : http://www.gifunanbyo.org/	ホームページはこちら 
--------	---	---

4. 難病情報センター

難病患者、家族及び医療関係者等に対する情報提供を目的に、難病情報センターのホームページでは、疾病の解説や各種制度の概要及び相談窓口、連絡先などの情報を広く提供しています。

問い合わせ先	難病情報センター ホームページ : http://www.nanbyou.or.jp/	ホームページはこちら 
--------	--	---

MEMO



発行：岐阜市保健所地域保健課
発行日：令和6年3月

住所：〒500-8309
岐阜市都通2丁目19番地
電話：058-252-7191
FAX：058-252-0638
Email：ch-hoken@city.gifu.gifu.jp